

平成〇年（特ノ）第〇〇号特定調停事件

申立人 〇 〇 〇 〇

相手方 株式会社〇〇〇

調停前の措置命令申立書

平成〇年〇月〇日

〇〇簡易裁判所 御中

申立人代理人司法書士 〇 〇 〇 〇 印

第1 申立ての趣旨

- 1 相手方は、別紙約束手形目録記載の手形に対する占有を解いて、〇〇簡易裁判所調停委員にその保管を命ずる。調停委員は、上記手形につき権利保全の方法をとることができる。
- 2 相手方は、上記当事者間の御庁平成〇年（特ノ）第〇〇号特定調停事件が終了するまで、別紙約束手形目録記載の約束手形を支払場所に呈示して権利を行使し、または裏書譲渡その他一切の処分をしてはならない。
- 3 第三債務者は、別紙約束手形目録記載の約束手形に基づき、相手方に対して支払いをしてはならない。

との調停前の措置命令を求める。

第2 申立ての理由

- 1 申立人は〇〇市内で建築業を営んでいる。相手方は中小企業に高利資金を融資することを業とし、貸金業者として登録を受けている株式会社である（登録番号 〇〇財務局長（〇）第〇〇号）。第三債務者は、申立人と当座取引契約を締結している銀行である。
- 2 申立人は、平成〇年〇月〇日、相手方との間において手形貸付取引契約を締結し、その後、平成〇年〇月〇日に同契約の書換えをした。以後、相手方は申立人に対し、本日に至るまで継続的反復的に、融資金から利息を天引きしたうえで、利息制限法所定の金利を超える金利で金員を申立人に貸付け、申立人は天引きの方法で上記金利を支払ってきた。
- 3 申立人と相手方との間の手形貸付取引の明細は別表1「振出手形一覧表」のとおりである。相手方は、申立人に対して、別紙1「振出手形一覧表」振出日欄記載の日に、振出金額欄記載の金員を貸付け、貸付け時に、天引利息欄記載の金員を天引きして、その残金である融資金額欄記載の金員を申立人に交付したものである。

なお、申立人と相手方との間の手形貸付取引は次のような仕組みで行われ

てきたものである。すなわち、手形貸付の際、支払期日までの利息を貸付時に天引きされる。

たとえば、金 100 万円を借り入れる際、額面金 100 万円の手形を担保として相手方に差し入れ、相手方は手形の期日までの金利を天引きした金額を申立人に交付する。そして、手形の期日が近付くと、申立人は事前にジャンプ手形を相手方に差し入れ、相手方は形式的には新規貸付を行う形で新たな貸付金から利息を天引きした金額を申立人の当座預金口座に送金する。申立人は、天引きされた利息分を調達して当座預金口座に入金し、当初の手形を決済するのである。

このような方式で申立人が金利を前払いしながらジャンプを繰り返すというのが実態である。

- 4 申立人と相手方の間の金銭消費貸借は、利息制限法 1 条 1 項に違反する高利である。さらに、利息を先払いするのでなければ融資を受けられない状況であるから、申立人の支払った利息は任意の支払いといえず、それが合意のうえ行われたものであっても貸金業の規制等に関する法律 43 条の適用のないことは明白である（この点につき、東京地判平成 2 年 12 月 10 日（判例タイムズ 748 号 170 頁）は明確に判示している）。

そのため、申立人の相手方に対する残存債務を確定するためには、利息制限法 1 条 1 項、同 2 条に基づき元本充当計算を行わなければならない。相手方から融資を受けるつど、申立人が振り出した手形は、支払期日において第三債務者の申立人名義の当座預金にて決済されてきたが、上記手形はあくまでも返済金決済のためだけに振り出された手形であるから、利息制限法に基づく元本充当計算をする場合には、現実に融資された融資金額と返済金とで計算すべきである。

すなわち、別表 1「振出手形一覧表」振出金額（同日に分割して振り出した場合はその合計）から天引利息を引き、その金額を元金として利息制限法 1 条 1 項所定の金利に日数を掛けて利息制限法上の金利（制限金利）を算出し、支払期日に決済された金額から右金利を差し引いたものが元本に充当すべき金額となる。

融資金額から元本充当の金員を差引いた金額が残元金となるが、返済期日に貸付金額を支払うことになっているため、貸付金額を返済すると、その時における過払金が算出される場合がある。この場合、過払金を次回の貸付金額から差し引いた金額が次期元金となる。

このようにして、申立人と相手方の間の金銭消費貸借契約に関して元本充当計算を行った結果が、別紙 2「金利引直計算書」記載のとおりである。

すなわち、申立人と相手方との間の残元金は金〇〇万円、申立日現在の

未払利息は金〇〇円である。

- 5 しかるに相手方は、申立人に対して、下記債権を有しているとして申立人振出しの別紙約束手形目録番号 1 および番号 2 記載の約束手形を所持している。
 - ① 平成〇年〇月〇日を返済日とする額面金額金〇〇万円の約束手形(別表 1「振出手形一覧表」の番号 36 の貸付けに際して振り出したもの)
 - ② 平成〇年〇月〇日を返済日とする額面金額金〇〇万円の約束手形(別表 1「振出手形一覧表」の番号 39 の貸付けに際して振り出したもの)
- 6 また相手方は、申立人振出しの別紙約束手形目録番号 3 乃至番号 8 記載の下記白地手形を所持している。
 - ① 返済日白地とする額面金額白地の約束手形
- 7 しかしながら、前記 4 記載のように、申立人が相手方に対して支払わねばならない金額は残元金〇〇万円、未払利息金〇〇円である。
- 8 申立人は相手方に対し、特定調停を申立て、御庁平成〇年(特ノ)第〇〇号特定調停事件として係属中である。
- 9 しかるに、従来相手方は手形を支払場所に呈示して権利を行使して返済を受けていたため、平成〇年〇月〇日の支払期日を控え、申立人としては、合計金〇〇万円の資金調達は不可能な状態であり、相手方が右手形を取立てに回すということになれば申立人において手形不渡りを免れることができず、事業の倒産は必至である。
- 10 よって、申立ての趣旨記載の調停前の措置命令ありたく本申立てをする。

添 付 書 類

1	手形取引契約書(平成〇年〇月〇日)	1 通
2	手形取引契約書(平成〇年〇月〇日)	1 通
3	約束手形帳控え	1 通
4	貸付明細書	1 通
5	振出手形一覧表	1 通
6	金利引直計算書	1 通
7	報告書	1 通
8	資格証明書	1 通